

荒天時の対応について

(WEB 掲載用)

1 基本方針

公共交通機関が運行する場合は通常どおり授業を行います。

ただし、「北海道立学校管理規則第 27 条に基づき臨時休業とすべき場合」に該当した場合には、臨時休業とします。

(登校時刻より以前に気象等に関する特別警報が発表された場合や、多くの生徒等が利用する公共交通機関が運休するなど通学困難となった場合、など)

2 臨時休業とする場合の判断

原則として当日 6:00 までに校長が判断し、学校ウェブページに掲載します。6:00 以降に「臨時休業とすべき場合」の状況となった場合は、その時点で判断します。

3 臨時休業とした場合の学校から家庭への連絡

学校ウェブページを各家庭で確認してください。ウェブページで確認ができない家庭には担任から直接連絡します。

4 通学できない場合の家庭から学校への連絡

一部地域のみ交通障害が発生し通学できない事態となった場合等は、無理に登校せず自宅で待機し、7:30 以降に学校へ連絡してください。(この場合、欠席にはなりません)

北海道立学校管理規則第27条に基づき臨時休業とすべき場合

- 1 学校所在地又は大半の児童生徒等が居住している地域(以下「当該地域」という。)に、気象等に関する特別警報又は津波・火山・地震に関する特別警報が、児童生徒等の登校時刻以前に発表された場合。

- 2 1以外の場合として、当該地域に気象等に関する警報等が発表され、かつ、次の(1)～(3)の状況が併せて発生する事態となった場合、あるいは予想される場合には、臨時休業の実施について総合的に判断すること。

- (1) 当該地域に、市町村から避難指示や避難勧告等が発表される。
- (2) 多くの児童生徒等が利用する公共交通機関が運休するなど、通学困難となる。
- (3) 学校の施設及び設備が損壊するなど、授業を行うことが困難となる。

【参考】気象庁が発表する警報等

○ 気象等に関する特別警報

・大雨(浸水、土砂災害)、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮

○ 津波・火山・地震に関する特別警報

・津波(大津波警報)、火山噴火(噴火警報(居住地域))、地震(緊急地震速報(震度6弱以上))

○ 気象警報

・大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮

○ その他の情報

・指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等